



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県男女共同参画センターの利用料金の承認 (平和・男女共同参画課) 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の住所の変更の届出 (福祉・援護課) 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (福祉・援護課) 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定 (福祉・援護課) 4
- 民有保安林の指定の解除の予定 (森林緑地課) 5
- 民有保安林の指定 (森林緑地課) 5
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定 (水産課) 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定 (水産課) 6
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件 (水産課) 6

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件 (科学技術振興課) 6
- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了・4件 (建築指導課) 9

正 誤

- 平成24年10月23日付け公報定期第4094号中訂正 10

告 示

沖縄県告示第582号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年沖縄県条例第41号) 第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県男女共同参画センターの利用料金を承認した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄県男女共同参画センター
- 2 指定管理者 那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年12月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区 分		利用料金の額 (1時間につき)		
		午 前 (9時~12時)	午 後 (12時~18時)	夜 間 (18時~21時)
ホール	入場料を徴収しない場合	2,350円	3,520円	4,700円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	2,780円	4,160円	5,550円
会議室1	入場料を徴収しない場合	390円	430円	570円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣	450円	500円	670円

		伝等の営業行為を行う場合			
会議室 2		入場料を徴収しない場合	390円	430円	570円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	450円	500円	670円
会議室 3		入場料を徴収しない場合	390円	430円	570円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	450円	500円	670円
特別会議室		入場料を徴収しない場合	570円	570円	760円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	670円	670円	890円
研修室 1		入場料を徴収しない場合	760円	860円	1,130円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	890円	1,010円	1,330円
研修室 2		入場料を徴収しない場合	390円	430円	570円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	450円	500円	670円
研修室 3		入場料を徴収しない場合	390円	430円	570円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	450円	500円	670円
創作室	共用利用		1人1回（3時間以内）につき、中・高校生は130円、一般は250円		
	専用利用	入場料を徴収しない場合	440円	490円	650円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	570円	630円	840円
生活実習室		入場料を徴収しない場合	440円	490円	650円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	570円	630円	840円
和室	でいごの間	入場料を徴収しない場合	220円	230円	300円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	280円	290円	390円
	ゆうなの間	入場料を徴収しない場合	220円	230円	300円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	280円	290円	390円
茶室			170円	180円	240円
フィットネスルーム	共用利用		1人1回（2時間以内）につき、中・高校生は130円、一般は250円		
	専用利用	入場料を徴収しない場合	650円	650円	860円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	840円	840円	1,110円

(2) 附属設備利用料金

種 別	品 名	単 位	利用料金の額
舞台器具	演壇	1台	200円
	司会者卓	1台	100円
	花台	1台	30円
	ダイナミックマイク	1本	200円
	コンデンサーマイク	1本	200円
	ワイヤレスマイク	1本	510円
	マイクスタンド	1本	30円

音響器具	はね返りスピーカー	1台	360円
	カセットテープレコーダー（再生）	1台	200円
	カセットテープレコーダー（録音）	1台	720円
	CDプレーヤー	1台	250円
	デジタルオーディオテープレコーダー（DAT）	1式	410円
	ビデオテープレコーダー（VTR）	1式	410円
照明器具	第1 ボーダーライト（200W×56灯）	1列	250円
	第1 サスペンションライト（500W×18台）	1列	300円
	第2 サスペンションライト（1KW×30台）	1列	1,030円
	シーリングスポットライト（1KW×20台）	1列	460円
	アッパーホリゾンライト（200W×64灯）	1列	360円
	ローホリゾンライト（150W×84灯）	1列	300円
	フロントサイドスポット（1KW×18台）	1式	410円
	フットライト（60W×72灯）	1式	100円
クセノンピンスポット（1KW×2台）	1台	300円	
ホールの 冷暖房設備	冷房する場合	1時間につき	1,910円
	暖房する場合	1時間につき	1,280円
その他	スーパープロジェクター	1台	2,570円
	スライドプロジェクター	1台	610円
	オーバーヘッドカメラ	1台	460円
	ピアノ	1台	2,060円
	持込み器具コンセント	1KWにつき	100円

備考

- 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。
 - 10時から12時までの間は、超過時間1時間につき午前の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
 - 12時から18時までの間は、超過時間1時間につき午後の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
 - 18時後は、超過時間1時間につき夜間の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
- ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

沖縄県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり住所を変更した旨の届出があった。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスセンター なのはな	沖縄市園田二丁目32番1 7号	沖縄市南桃原三 丁目22番10号	沖縄市園田二丁 目32番17号	平成23年9月15日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
-----------	------------	-----	-----	-------

デイサービスセンター なのはな	沖縄市園田二丁目32番1 7号	沖縄市南桃原三 丁目22番10号	沖縄市園田二丁 目32番17号	平成23年9月15日
--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	------------

沖縄県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ホームヘルプ元気なたね	沖縄市知花六丁目4番43号池原アパート1 01号	平成24年10月15日
訪問介護しあわせ街角	沖縄市上地二丁目9番5号みやす商事ビ ル1階	平成24年10月17日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ライム薬局宜野湾店	宜野湾市野嵩二丁目2番6号	平成24年10月23日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
かねぐすくデイサービスセンター	糸満市字兼城871番地1	平成24年10月1日
デイサービスちゅらゆんたんざ	読谷村字座喜味2742番地3	平成24年10月18日
デイサービスがんじゅうの扉・カテナ	嘉手納町字嘉手納290番地4ロータリー2 号館104号	平成24年10月26日

4 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
かりゆしぬ村グループホームくつろぎ	名護市字宇茂佐1705番地の8	平成24年10月1日

沖縄県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ホームヘルプ元気なたね	沖縄市知花六丁目4番43号池原アパート1 01号	平成24年10月15日
訪問介護しあわせ街角	沖縄市上地二丁目9番5号みやす商事ビ ル1階	平成24年10月17日

2 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ライム薬局宜野湾店	宜野湾市野嵩二丁目2番6号	平成24年10月23日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
かねぐすくデイサービスセンター	糸満市字兼城871番地1	平成24年10月1日
デイサービスちゅらゆんたんざ	読谷村字座喜味2742番地3	平成24年10月18日
デイサービスがんじゅうの扉・カデナ	嘉手納町字嘉手納290番地4ロータリー2号館104号	平成24年10月26日

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
かりゆしぬ村グループホームくつろぎ	名護市字宇茂佐1705番地の8	平成24年10月1日

沖縄県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公益上の理由 農業用道路とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保安林の所在場所 石垣市字伊原間カンニン原250番5、250番6（次の図に示す部分に限る。）、250番9、250番10
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第588号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとお

りあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
宜野座加入区	主としてひき縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業）	宜野座村字漢那1429番地漢那団地E-101 上原直彦 宜野座村字宜野座509番地 幸喜稔

沖縄県告示第589号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、糸満加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第590号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第724号で同意の認定をした名護加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第591号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第725号で同意の認定をした池間加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター空調機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部科学技術振興課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約者を決定した日 平成24年11月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄パナソニック特機株式会社 沖縄県那覇市西2丁目15番1号
- 5 落札金額 169,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年10月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター中央監視・自動制御装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部科学技術振興課 沖縄県那覇市泉崎

崎1丁目2番2号

- 3 契約者を決定した日 平成24年11月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社久米電装 沖縄県那覇市久米2丁目16番25号
- 5 落札金額 49,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年10月5日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年10月19日
(2) 商号名 株式会社新伸興業
(3) 代表者名 外間真奈美
(4) 所在地 豊見城市字我那覇445番地12
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11846号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年10月19日
(2) 商号名 山城開発株式会社
(3) 代表者名 山城政則
(4) 所在地 那覇市壺川2丁目1番地17
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第7832号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年10月25日
(2) 商号名 有限会社山水設備工業
(3) 代表者名 下地重信
(4) 所在地 島尻郡南風原町字兼城306番地15
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第6841号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年11月12日
(2) 商号名 株式会社新進商会
(3) 代表者名 新垣朝輝
(4) 所在地 沖縄市知花一丁目26番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第8004号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 和栄交易株式会社

- (3) 代表者名 藏屋実男
(4) 所在地 糸満市字北波平747番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第9810号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月11日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 有限会社玉建設
(3) 代表者名 玉那覇信夫
(4) 所在地 国頭郡東村字有銘1038番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第6171号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 株式会社輝水
(3) 代表者名 新垣直輝
(4) 所在地 南城市大里字稲嶺1253番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第11114号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 有限会社新洋重機工業
(3) 代表者名 金城盛義
(4) 所在地 宜野湾市字佐真下62番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7031号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月18日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 株式会社とみしろ建設
(3) 代表者名 赤嶺良雄
(4) 所在地 那覇市小禄5丁目16番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第2649号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月18日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 沖縄三洋販売株式会社
(3) 代表者名 檜垣育泰
(4) 所在地 中頭郡西原町字小那覇1300番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第6332号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 11(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 有限会社春水工業
(3) 代表者名 川上佐敏
(4) 所在地 浦添市前田一丁目22番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第4661号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成24年11月14日
(2) 商号名 有限会社大新電設工業
(3) 代表者名 新城和夫
(4) 所在地 那覇市字仲井真400番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第3819号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月1日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月7日 沖縄県指令土第785号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川568番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川95番地7伊佐アパート301 棚原盛和
- 5 検査済証番号 平成24年11月30日 第3052号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月7日 沖縄県指令土第657号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字松原シバリ638番ほか3筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字兼城514番地1 イオン琉球株式会社 代表取締役 末吉康敏、宮古島市平良字松原551番地4 有限会社大栄興産 取締役 狩俣昌弘
- 5 検査済証番号 平成24年11月30日 第3053号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年4月6日 沖縄県指令土第352号、平成24年2月2日 沖縄県指令土第57号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘前原206番6
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平73番地3 中村アパート301号 大城学
- 5 検査済証番号 平成24年11月30日 第3054号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月6日 沖縄県指令土第924号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里2062番139
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平791番地県営潮平高層住宅208号 佐々木努
- 5 検査済証番号 平成24年12月3日 第3055号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月20日

正 誤

平成24年10月23日付け公報定期第4094号掲載の「民有保安林の指定」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から20	大保樹原	大保謝原

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---